

市民の健康意識向上へ連携 日本生命と協定 1月 30 日締結

日本生命保険相互会社姫路支社と市が1月30日、市民の健康増進を目的に連携協定を締結します。

同社は企業活動を通じて、がんの予防啓発活動に取り組んでおり、市のめざす「健康な生活を営むための生活習慣の維持・向上」と方向性が一致していることから、今回の協定締結に至りました。

市のがん検診受診率は県平均を上回っているものの年々低下傾向にあり、受診率の向上が課題となっています。この協定の締結により、市民一人ひとりが健康への意識を高め、気軽に健康づくりに取り組むことができるまちの実現をめざします。

協定の概要

締結日 1月30日（金）

締結者

概 要

日本生命保険相互会社 姫路支社長 いたなみ なつろう
板並 夏郎
宍粟市長 福元 晶三

協定事項

- (1) がん検診の受診促進に関すること
- (2) 健康増進・疾病予防に関すること
- (3) その他、市民の健康の保持及び増進に関すること

協定締結式

日 時 1月30日（金）10時～

会 場 宍粟市役所 3階庁議室（山崎町中広瀬133-6）

	<p>主な取組内容</p> <p>同社が実施するがん検診に関するアンケート調査の回答内容に応じて、がんやがん検診に関する情報提供を行い、市民の健康意識向上に向けた啓発活動を展開します。</p> <p>協働で健康増進に関するセミナーやイベントを開催し、地域の健康増進と疾病予防に取り組みます。</p> <p>同社が行うアンケート調査や啓発活動を通じて収集した市民の声を市へフィードバックいただき、行政サービスの改善や健康施策の充実につなげていきます。</p>
参考資料	協定書（案）
問合せ先	所属 保健福祉課 TEL 0790-62-1000

兵庫県宍粟市



宍粟市と日本生命保険相互会社との市民の健康増進に関する連携協定書

宍粟市と（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、市民の健康増進及び疾病予防に関する取組を推進するにあたり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かして市民の健康増進及び疾病予防に関する地域のニーズに迅速かつ適切に対応することで、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) がん検診の受診促進に関すること。
 - (2) 健康増進・疾病予防に関すること。
 - (3) その他、市民の健康の保持及び増進に関すること。
- 2 甲と乙は、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な事項について連携して取り組むこととする。
- 3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むこととした事項について、その具体的な推進方法及び役割等に関し、別途協議して取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、第2項により連携して取り組むこととした事項について、その結果及び今後の推進方法等に関して、隨時協議するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲と乙は、相手方が公序良俗に反する行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定による連携及び協力に基づく活動において知り得た個人情報又は相手方の非公表情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示する場合は、この限りでない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年1月30日

甲 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市

市長 (福元 晶三)

乙 兵庫県姫路市南駅前町100番 パラシオ2ビル10階

日本生命保険相互会社姫路支社

支社長 (板並 夏郎)